

# 所謂京都南蠻寺遺鐘の傳來に關する異說

文學博士 新村 出

洛西妙心寺の塔頭春光院に傳はつた有名な南蠻寺遺鐘なるものについては從來幾多の學徒の研究や好古家の調査があり又種々の寫眞や拓本によつて普く知られてをる。而して多くはその古鐘は一五七七年(天正五年)の銘文と耶蘇會の徽章とにより之を信長時代の京都南蠻寺の遺物となし、私もこれまで度々その趣を記るしておいたのであつた。

さう考へるについては、直接の史料こそなければ、傍證たるべきものは内外の記録によつて見出されるのであつて、既に古く村上博士の示されたやうに、一五七六年八月十五日(天正四年七月十一日)に落慶式を擧げた京都の天主堂があつたのである

から、その翌年の一五七七年の銘文ある古鐘を以て該天主堂の鐘樓に懸けたのだと推定するのも無理のないことである。

高橋博士に従へば明治二十一年寶物取調委員の調査の際、既に南蠻鐘と名づけられたさうで、その以前には唐土未央宮の鐘と呼ばれてをつたといふことである。未央宮といふことはとにかく、異國ものだといふことだけは夙に知れてをつた筈であつた。但その傳來の徑路については、これまで詮索を發表したものが殆どなかつたやうである。私は春光院の現住川上孤山師を知るやうになつてから、或時(多分十年ほど前のことと思ふが)、川

上師からあの鐘は幕末のころ程遠からぬ仁和寺から春光院に傳來したのであつて若干の金子の抵當にとつたものだと聞いてゐると云はれただけであつて、古文書も古記録もないと聞いたのであつた

ごつたとは、誠に喜ばしい次第である。その文書は、今表装して掛軸物に仕立てられてあるが、堅三十四センチ横四十六センチ六の大きさである。文句は次の如くで本文七行になつてゐる。

大正十年十二月刊行の妙心寺史下巻第四編第三節三八七頁に於て川上師は、「此頃御室龍華院よりキ

半鐘之事朝鮮傳來也自性院

リシタン宗に關係無きの證を付し春光院に藏せしめた」由を録せられた。文中に此頃とは嘉永年間

先代澄傳僧正は仙臺龍寶寺より

に當るのである。著者は寺史に於ては未だ何等の

同院再興之中興也此僧正之時朝鮮佛准厥觀善此半鐘隨身所持也

史料を示されなかつたのであつたが、昨大正十二

其後般若寺え懸來也イスハヤミ云

年春に至つて、該遺鐘の由來に關する貴重な古文書を私に示された。その際師の語る所によれば、

寄來物ト云爲無不審書與了

四年ほど前に京都下立賣通七本松邊の小さき古本屋

嘉永七寅年 龍華定院

にて求められたもので、蓋し往年春光院から故紙

十一月 前大僧正

を賣却したときに紛れて出たものと見えるといふ

春光院禪主席

ことであつた。何たる奇縁か、かゝる有要な資料

(花押)

の一たび塔頭より出でたものが再び元の塔頭にも

即ちこの文書によると、あの鐘は元と薩摩國から

仙臺の龍寶寺に傳來してゐたのを、同寺から洛西仁○和○寺○の○自○性○院○に轉住して同院を再興した澄傳僧正といふのが仙臺の舊住寺から朝鮮佛の觀音と共に隨身携提して來たのであつて、その後仁和寺中の般若寺に懸け來たつたものであるが、イスハヤと云ふ文字の明證がある如く決して怪しい物ではないから此證明書を與へると云ふ意味である。川上師の談とその著妙心寺史の所録とにより、又慕末仁和寺の疲弊と妙心寺の富裕とから察して、あの鐘を仁和寺から若干の借金の抵當にした際に、異體の文字文様があつても怪しむべき代物ではないといふ證明書を仁和寺がはから差入れたものと解釋されるのである。現在は國寶でこそあれ春光院では時に之を打鳴らして實用にも使つてゐる様であるが、慕末に之を若干の金子に代へたとすれば、いくらか珍重すべき什寶の意味を籠めたものであらうか、金に鐘を代へたとすれば、さう解釋

する方がよからうと思ふ。梵鐘の徵發は安政元年十二月のことであるから、嘉永七年甲寅即ち改元して安政元年十一月附なる此文書の内容は、梵鐘を大砲小銃に改鑄するといふ徵發令とは何等關係がないと見做さなければならぬ。

さて右の文書を檢するに寺院の所在山緒及び僧侶の名稱闕歴について不明の點多く、又傳來の徑路に關する不審の筋も少くない。徑路は薩摩から仙臺に移り仙臺から仁和寺へ傳はつたものだといふだけで准胝觀音は朝鮮佛としても、異鐘の傳來までが朝鮮であるといふわけではない。足利近在に遺るカタキ様の像の如きも朝鮮傳來だと故事附けられたこともあつたやうに、古人はかういふ異國式のものゝ、朝鮮とか唐土とか天竺とかの傳來だといふ様な考を漠然持つやうなことはあつたがこの文書の面では、朝鮮の方へまで遡つていつてない。又「イスハヤと云ふ文字無相違」とあるが、

イスハヤとは何であるにもせよ、なまじひ一知半解な詮索だてをすると、却て不審を起こさせる筈であるのに相違無しとか不審無き爲めとか書いてをるのは頗る可笑しいのである。私の考ではイスハといふのは、鐘面の文様をなす耶蘇會の記章 I H S を I S H と順序をかへて、それを和蘭流に一字づゝよんでイスハと發音したものであらう。慕

末の京都の蘭學者にでも讀んで貰つたものと思はれる。曾て大正七年正月號の史林に於て私は、西の京北野附近の成願寺に發見された慶長十一年の耶蘇信徒の墓碑の舊拓本の存在を記し、その拓本紙面右肩に朱筆で記入した文字のうち、

慶長十一年五月三日。イスハ等の字中央下段字不見

とあつて、その拓本どもを納めた袋の表面には、慶長十一年成願寺水盃伊。斯。把。泥。亞。字。彫。銘。と標書してある由をも報告しておいた。従つて春光院文書に見える「イ。ス。ハ。と。云。文。字。」の文句は、當時一知半

解の徒から致へられた儘に、實際その表現する文字が禁忌に觸れる切支丹遺物であるとは全く知らず、單にイスパニヤと稱する異域の物だぐらゐに考へて、祕藏珍重してゐたに違ひない。さうでなければ、南蠻吉利支丹國たる所謂西班牙亞の物を爲無不審と證明するわけはない。相互無知であつただけに無邪氣であつたのである。

類從本の仁和寺諸院家記及び仁和寺諸堂記を見るに自性院の名は出てをるが、山州名跡志<sup>八卷</sup>や山城名勝志<sup>五卷</sup>には載つてゐない。文書に見るが如く澄傳僧正が仙臺から來住して再興した程であるから、永く廢絶してゐたものであらう。今も聞こえないし、大日本寺院總覽にも載せてはない。鐘を懸けておいたと云ふ般若寺の方は仁和寺諸院家記のみならず、雍州府志や名跡名勝の二志にも現代の寺志にも出てをる。東寺の長者觀賢僧正の開基して鳴瀧にある名刹である。また自性院を中興し

た澄傳、僧正といふ人のことは未だ明かでない。仁和寺の舊記を調べ、又仙臺龍寶寺の古記録を探つ

た上でなければ確かにしがたい。一昨年大槻如電翁を通じて仙臺の郷土史家に一應の取調を経た所に由ると澄傳の事蹟は全くわからない、その上龍寶

寺は維新後久しく廢寺同様になつてゐた爲に、記録も散逸してしまつたといふことである。東藩史

稿卷六卷三十四によつて當りをつけて見ても泰音といふ

同寺第二十五世の住持の事功の如きは叙してあるが、不幸にして澄傳といふ名はみえない。當寺は眞言宗の古刹として政宗以前から存在した寺で、公からも二百七十餘石の寄附のあつた由緒もあるが、當面の疑問には何等の光明を投じない。

最後に該證明狀を與へたる龍華定院の前大僧正某といふのは、花押もわからず院の所在もわからない。一昨年来川上師に龍華定院のことの調査を依頼してあるのであるが、龍華院は舊御室寺中な

る福王寺村字長尾(仁和寺西)だどばかりで明確な調査を得ないでゐる。

かくの如き次第で文書の實質が詳細判明せぬ今日、この遺鐘傳來に關する舊説を打破ことは早計である。仁和寺がはに於て傳來を取りつくりうために作製したのかも知れない。文書そのものは偽物ではないが、内容については疑を容れる餘地はある。少くとも薩摩及び仙臺からの傳來だといふことを信せしめ、京都南蠻寺のものでないと從來の説を否定するには、今日のところまだ早い。

然し鐘の移轉と隱匿とは古來例が甚だ多いのであるから、これまで天正時代の京都南蠻寺の遺鐘だと信じきつてゐたのも亦いさゝか速断すぎたのであつて、さう斷定するまでには尙ほ研究の餘地が存すると思ふ。今豊後竹田の中川神社に保存せられる一六一二年(慶長十七年)サンチアゴ養生院の古鐘の如きも元來かの地附近にあつたものとは云

がわかるのである。(大正十四年九月二日)

(附註)

はれない。マカオの天主堂の鐘は寛政年間日本で鑄造したものだといふ傳説の當否はわからないけれど、鑄造地は外國でもあり得よう。妙心寺のにしても中川神社のにしても鑄造地は決定し難い。而して古鐘の現所在地を以て直に舊鐘樓の寺域に近いと考へることに至つても更に慎重なる考究を要するのではあるまいかと思ふ。該古文書は、この點に於て私たちを省慮せしむるに與かつて有力な資料として尊重するに足るのである。論より證據、日本の金石史にも最も有名な古鐘、又徒然草にはゆる淨金剛院また法金剛院の黃鍾調の名鐘といふも、今は妙心寺にあるが、もと筑前糟屋郡に鑄造したものである。今南京の虎丘の寺に懸つてある梵鐘は銘文によると紀州名草郡應供寺のものであつたのである。かういふ例は他にも擧げられる。之に由て類推するとき、春光院の名鐘の由來についても更に攷究を盡くさなくてはならないこと

南蠻寺遺鐘については明治三十年代に高橋健自氏(考古界五の十二)柴田常惠氏(教育學術界十八の五)に於て解説されたことがあり、明治三十九年の東京帝室博物館所催の嘉永以前西洋輸入品及參考品展覽會に出陳されてその目錄に登載され、明治四十四年國寶に指定された。右の二三出版物には寫眞が載り又繪葉書にもなつて現はれた。大正四年十一月號の禪宗には、私の説明を附して現品寫眞の外銘文と紋様との拓本の寫眞が掲げられた。拓本は上村觀光氏の手につた。その後私は故の堯文堂主人から拓本を得てあつたのを近刊の南蠻廣記中に收めた。大正六年十二月號の歴史と地理にも私は添附の口繪に略説を書いた。史林の大正七年七月に所載の京都南蠻寺興廢考にも之に説及ぼした以上二稿は右の廣記の中に載せた。大正七年刊行の永山時英氏編對外史料美術大觀の中にも收められ、同十年刊本崎愛吉氏の大日本金石史第三卷後篇(五)及び附

圖にも録せられた。大正十年刊川上孤山氏の妙心寺史下巻の所記は此の拙稿本文に引いておいた如く見逃がしてはならぬ。傳來に關する傍證としては、前述の如く、明治四十四年講大正四年刊安土桃山時代史論中の村上直次郎氏の安土桃山時代の基督教を題する一文を參考する要がある。終に臨んで川上孤山師がこの有益

## 西歐羅巴の史的生活に於ける週期律

エー・フオゲール原著

文學士 菅原 憲 抄譯

なる新資料を私に提供され又種々示教される事のあつた好意を深謝する。

(附記) 大正十一年十一月刊行橋川正氏編輯の京都府葛野郡史概要に春光院所藏文書を載せて略説する所あるを知りたれば茲に註記す。(大正十四年九月八日追記)

この一文はHistorische Zeitschrift 129 Band, I Heft(1923)所載W. Vogelの「Über den Rhythmus im geschichtl. Leben d. abendländischen Europa」を題する可なり長い論文の大意を譯出したものである。原文は四章に分れ、第一章は序論として本文を草するに至つた事情、主としてスパンゲンベルグの所説に反對の意見を述べ、

第二章は歴史には三百年毎に週期のあることを論じ之を基礎とした新しい時代區分法を唱へ、第三章では紀元後八世紀以後西歐羅巴の歴史に週期の存在するこゝを立證し、第四章では普通の所謂古代にも同様の週期のあつたこゝを述べ、最後にこの週期律に基づいて區分した時代の名稱を擧げてゐる。本譯文